

## 菅家遺誠とその和魂漢才説 (三)

加藤 仁平

### 中篇 菅家遺誠の偽作及び竄入の研究

#### 第一章 菅家遺誠の偽作に就いて

菅家遺誠が菅公の眞作にあらざること、近衛家本、屋代弘賢本及び北野文叢本による元弘説、嘉吉説の怪しむべきこと、而も元祿以後のものに非ずして遅くとも寛文よりは遙に以前なるべきこと等に關しては現在確實に證明し得る。併し更に論を進めて如何なる人物によつて如何にして、如何なる時代に偽作されたかに就いては六人部是香や黒川春村の所説以上、さまで新しい考も出ないから、今暫く史料を集めた上で——假に集め得ないとしても今少しく其の努力を重ねた上で——發表して見たいと思ふ。

#### 第二章 第廿一章 第廿二兩章の竄入に就いて

小山田與清は「菅家遺戒に倭魂とあるは源氏の語によりて此書を偽作せしもの、書たる也、据用がたし」(註)といつてゐるから菅家遺戒の偽作には注意してゐたが兩章の竄入には氣注かなかつたものであらう。黒川眞頼全集第六の大和魂説にも亦「凡國學云々」を引き「國學の要する所は和魂と漢才とを兼ねざれば其の闕奥を闕ふこと能はずといふにて、和魂は即ちヤマトダマシヒにて世才なり」と解し、更に

此に引用せる菅家御遺戒といふ書は、極めて菅家の御作にはあるべからず、然れども又近世のものにあらず、今これを引用せるは近世の所謂大和魂の意にあらずして古意なれば、此の書を作りし時代をも併せて考ふべき爲にとてなり、

と説いてゐる。黒川博士の大和魂説に付いては後篇に述べるつもりであるが、博士は遺戒の和魂をも中世のものとして遺戒偽作年代の推定に資せんとせられる程であるから、例の二章を後世の竄入と見られなかつたと認め得よう併しながら若しこの兩章を竄入に非ずと考へるならば吾人は多くの許すべからざる矛盾を経験するであらう。

註 松屋筆記卷五十五(國書刊行會本、第一の二六五頁)四十九倭學、本朝文粹に倭唐の學と見え近來倭學といふ稱これにもとづく  
徵忠錄一の卷(十六丁才)に倭學通事景應舜あり、朝鮮にて本朝の學者を置て譯語通事の官とせりと見ゆ」の條の頭書。

## 一、兩章の竄入なるべきこと

1、入れ場所の拙劣なること、六人部是香の篤乃玉籤に兩章の竄入たるべきことを論じたるあたりに細註して、

さて此語カキどももし遺誠のもとの僞撰者の記たるならんに、上卷四章五章の中間ウチマに必入スべき文なるを置ごころを錯りて詩歌、さては侍女の評サマなどより下に擧たるをもても、後の新加の僞作なる事は著明アキヲカならずや(十四丁)

といつてゐるが大體に於て承認し得る批評だと想ふ。第四章のすぐ後に第二十一章を入れたとすれば次に述べるやうに思想の變化と語句の酷似とに讀者をして異様の感を引きさせる事であらうし、第一卷の終の第二十章と雖も文道武備の兩條を説いたものであるから第二卷のものや第一卷の後半のものに比して大切なものではあるが兎に角第二十一第二十二の如き神國、國學に關するものを何等前後の連絡なき所に入れたことは自然ではない。

2、第四章と第廿一章との關係、第廿一章の思想は第一第二及び第四の三章の思想と密接に關係してゐると思はれるが、特に第四章の思想及び語句に基いて模造されたものであらう。

第四章 凡治世之道、以神國之玄妙欲治之、其法密而其用難充之故、夏殷周三代之正

經魯聖之約書、平素簪之冠之、服膺而當至其境界

第廿一章 凡神國一世無窮之玄妙者、不可敢而窺知、雖學漢土三代周孔之聖經、革命

之國風深可加思慮也。

此の兩章を比較して見ると、語句の上から最も類似してゐるものが二つある。即ち「神國之玄妙」が「神國一世無窮之玄妙者」となり、「夏殷周三代之正經魯聖之約書」が「漢土三代周孔之聖經」となつてゐるのがそれで、殆ど語をいひかへたに過ぎない。而して「漢土」の語は既に第二章に使つてある、然るにその思想に就いて考へて見ると、前者は神國の玄妙を以て世を治めんとすれば其の法密にして其の用之に充ち難いから支那の聖人のものを深く究めて實行せねばならぬといふのであるが、後者は支那の聖人のものを學んでも革命の國風には注意せねばならぬといふので、前者が儒を主とするに反して後者は日本の國體を主としたものである。嘉永五年版丙本法眼清根の跋に、

世を治る道はしも神國の妙に奇しきいはれ有ておのつからなる法ありといへ

とも蜜元ノマにして充難きかゆるるに漢土夏殷周三代の正經魯聖か約書を學ひて其法

をかり用むに粗違はさる旨をさとし給ひ堯舜が治天革命の國風を賤しめ天孫  
 とこしなへに繼かせ給ふ大御國風の貴き事をほめて漢風によるまじき筋を淺  
 茅原つはら／＼にことほり誠め置給へりし云々

と記して兩章の間の矛盾を認めない解き方をしてゐるが、後世の竄入であることに  
 氣注かなかつたからかゝる論理上の矛盾を犯したのであらうと思ふ。

3、國學や和魂漢才の用語に就いて、前章に述べたやうに吾人は僞作年代に就いて  
 は明確な斷案を下すに躊躇する者であるが大體に於て足利中葉以後の如き用法になつてゐたかど  
 うかは頗る疑問とすべきものであり、和魂漢才の語が含むべき意味に伴ふ論議は問  
 はぬことにしてもこの四字より成る熟語が當時既に出來上つてゐたか否かも亦頗  
 る大なる問題である。是等は共に後篇第一章に於て考證するつもりであるが現在  
 私の讀書の範圍では右兩語ともに之を僞作年代に迄溯らせることは絶對に不可能  
 である。

4、寫本及び板本による結論、前篇第一章に於て解説した古寫本二十二種の外に、  
 最近發見した數本を茲に解説してその補遺とし、而る後寫本に於ける兩章の有無を

結論したいと思ふ。

(一)三手文庫本 上賀茂神社三手文庫に藏する菅家遺誠は前篇第一章一二に述べた神宮文庫本と同じ系統のものでその奥書には

此一冊以中將嗣義朝臣之本書寫訖

右京權大夫 賀茂清茂朱印

とあり、右「朱印」の二字が同じ筆を以て墨で書かれてゐるのを見ると清茂本を寫したものであることが察せられる。前篇第二章八に述べたやうに訓點を施した寫本であるが極めて愚筆である。而して清茂は賀茂氏系圖によれば清令の子にして從四位上まで昇つた人、元祿十六年十二月廿二日年廿五にして加賀守に任せられ、次いで寶永三年十二月廿三日右京權大夫に任せられ、寶曆三年十二月廿三日年七十五を以て卒した上賀茂に於ける代表的な學者である。(同系圖は同社にのみ存し、今般座田司氏氏の御厚意によつて拜見したもの、この點前篇第一章一二の條に對して補訂しておく)本書にも亦例の兩章は含まれてゐない。

(二)家藏本 六月十七日佐々木竹苞樓の書庫から出たもので、右と同じ系統である。奥書には神宮文庫と同一の二行の次に、

## 以清茂本令書寫畢 宗武

とある。宗武といふのは京都の和學者樋口宗武のことであらう。全體白文であり、例の兩章はいふまでもなく含まれてゐない。

(三)群書一覽本 享和元年冬至日浪華尾崎雅嘉の自序ある木版本五、八十三丁、教訓類の第一に三十二條本の事を次のやうに解題してゐる。

菅家遺誠ユイカイ寫本二卷

三十二條乃中重復元ノマ三四條あり、凡仁君之要政者ハ以撫フスル民爲レ本ト云々といふに始り次に嘗禘祀祭之法の事を舉アゲ又神事神器の事入租貢稅之法ツシ臨期ゴ之朝儀樂之會式詩賦之興歌什詠吟營神社修佛閣主上着御元服乘輿之具外蕃下裔之賓客來朝市店朝夕之交買鷹犬田獵山海川澤之利宮中私閨侍女之數詳刑之便カ政武備之藝等の事を舉アゲ以上第一卷 又放鷹獵獸の事僧侶の事揚名之官職の事等を舉卷末に凡震雷在朝家者左右之侍臣近席之侍女以火爐之香煙可供主上之尊耳也公家以其分限亦可レ如此也 以上遺誠畢と見えたり、以上第二卷

之によれば第一卷末には例の兩章は竄入されてゐなかつたと見なくてはならぬ。而も普通の三十三條本でなくて三十二條本もあつた譯である。

(四)尾張本 六人部是香の篤乃玉籤に

此頃板に彫たる本にハ凡、神國一世無窮之玄妙者云々といふ一章入たり、此ハ尾張人の其國より持登り來つる本に在しよしにてこれも上卷の卷尾に入たりしとぞ、さて其本には此國學所要の一章ハ無かりしよしなるにつけて按ふにこれも彼、弘賢が本と同じく近き世人の偽造して卷尾に書加て人を欺きつるなりとあるもので、この記事以外に何等の史料もないけれどもかゝる寫本の存したとも認めなければならぬ。

板本としては前篇第二章に述べたやうに嘉永五年以後のものにのみ竄入されてゐて、年代不明の木活には入つてゐない。石碑は第二章を取扱つてゐるが凡て嘉永元年以後のものである。而して寫本は前篇第一章に述べた二十二種と右に掲げた四種との二十六種を通じて兩章の竄入を物語るものは僅に次の五種即ち第廿二章の屋代、伴兩本、第廿一章の尾張本及び兩章を含んだ曼殊院、太宰府兩本に過ぎない。而も何れも屋代本以後のものであり、且つその部で述べたやうな條件をもつたものであるから屋代本の享和元年以前に一章又は兩章の確に含まれてゐたといふ寫本は現在發見されてゐない譯である。幸にして屋代本の現存するが故に吾人は竄入問

題に對する最も重要な資料を持ち得る譯であるが、この現存する寫本を離れて他の文献に現はれた資料によつて兩章竄入の經過を明かにせんが爲めには平田篤胤等の引用よりも更に有力なるものとして私は茲に六人部是香の篤乃玉籤と黒川春村の碩鼠漫筆とを挙げたいと思ふ。後者は明治三十八年七月黒川眞道氏校訂の下に吉川弘文館から出版されてをり、前者は安政二年二月の序ある木版本の外に明治二十二年六月十日發行の大八洲學會雜誌卷之三十六の論說欄に「菅家遺誠論」として、又同年十月十日發行の同誌卷之四十、同欄に「國學やまど心、和魂、本學、和學」として遺誠關係の重要な點は凡て拔萃されてゐる。而して之を利用したものととしては私の知つてゐる限りでは明治四十二年頃の國學院雜誌第十五卷應問四十四に同誌記者が碩鼠漫筆を以て答へてゐることゝその後間もなく同卷雜錄に彌富賓水氏が漫筆に加ふるに篤乃玉籤を以て三頁に互つて論せられたとの二文あるのみである。私は茲に玉籤を利用された彌富氏に敬意を表したいと思ふ。

## 二、第廿二章の竄入

六人部是香の篤能玉久志一之卷十一丁以下に菅家遺誠を論じてゐるが、その中で、師翁の古史、開題記に、此書の語どもを引れたる中に凡、國學之所<sup>トスル</sup>要<sup>レハ</sup>自<sup>レ</sup>非<sup>レ</sup>和魂漢才<sup>ニ</sup>

不能闕其闕與矣といふ語を舉置れしより古學する輩は此所にも彼所にも珍重しかりもて映す事と成つるまゝ遂に彌事なき御あたりにも聞えあげて今ハ北野坐神の御語と定りつるが如く皆人の思ふめるを尙これに蝨足たる書ども、世に多く聞ゆる事とさへ成つるは古學のかたに採ては此よ無き據なるうへ漢學の方に付ても其才を賞譽したる趣き、近世の古學者等の一向にいひ腐すとはやうかはりて通ゆるまゝに世中押並て賞譽す事とぞ成れりける。然れども此ハ谷川士清がはじめて云出つる語なる事を吾友谷森種案が見出つるは實にさる事にて菅公の御語にハ更にあらざりける。其は通證一卷の細註に菅家遺誠曰凡治世之道以神國之玄妙欲治之其法密而其用難充之故三代之正經魯聖之約書平素簪之冠之當至其細塵今按中古以來之治世也兼取周孔之教以爲之羽翼是故國學所要雖亡論涉古今窮天人其自非倭魂漢才不能闕其闕與矣とありて凡治世といふより當至其細塵といふまでハいはゆる菅家遺誠の文にして、今按といふはすなはち士清が今按なるといふも更にて何の迷はしき事も無き士清が皇國學の上を評せる語には有ける。尙いは同書に今按夫大者天地其次君臣道云敦云豈有他哉天孫降臨日向而基無窮皇圖衢神豫到伊勢而結萬歲幽契其在茲

乎嗚呼自非深浴日德妙味土金則其誰能發此言矣とあると同等の文脈なるをも想ふべし。然るを師も此通證の文にハ心づかれずして開題記に如此舉られつゝ其頃屋代弘賢が得たりし異本に此語の入たりしを古き奥書などもありて普く人の賞映しつる時しも彼開題記を書居れしかば、熟も訂さで引出られしが故なりける。

とあるのは本章の竄入に關する最も有力なる記録である。是香の云ふやうに、吾人は谷川士清の日本書紀通證卷一、十八丁表の細註寶曆二年の木版本に據るに於て明に士清の原文としての「是故國學所要雖亡論涉古今究天人其自非倭魂漢才不能闡其闡奧矣」の一文を又卷一五丁表に於て「今按夫大者天地云々」の一文を見出し得る。之程のものを如何にして谷森以外の人が注意しなかつたかは驚くべきことであるが併し歴史的の事實である。是香の所謂屋代弘賢が得たりし異本に云々とあるにも拘らず現存する弘賢本は前篇第一章に詳述したやうに弘賢が門人岡野及び山口に書寫せしめたもので而もこの章は朱書して張り込んであるに過ぎない。その點は是香が實見しなかつた爲めの誤であらう。玉籤十三丁に、

そもく其屋代弘賢が得たりしといふ古本を予も數彼翁許ものしたりし時見

るべかりしを他事どもの繁かりしに紛れ本書の得見ざりしかとも熟考るに通證の彼語を書りしはじめに此遺誠の名を擧て他語を引置りしを見て誰しの姦人にか有けん士清が語を少か省て上卷の卷尾に書加へ奥書をも偽作して古き本の如くこしらへ成して異本ぞと偽り其價を貪り取つるものなるべし。

とあるので首肯されやう。尤も奥書をも竄入者が偽作したやうに考へたのは寫本の比較研究をしなかつた爲めのは香の誤謬である。而して師翁の古史開題記に云々とあるのは平田篤胤全集十二古史徴一之卷二七三頁に次のやうに記されてゐるのを指したものである。

北野坐神の御語に凡國學之。所要、自非和魂漢才、不能闕其闡奧矣とあり、是いと有がたき御語なり、和に魂といひ、漢に才とあるに心を著て、漢學の才もまた無ては事ゆきがたきことを辨ふべし、○因にいふ、和魂と云こと、中世の女の語にならひて、吾が師の始めて言出られたる如く云る人も有れど、其婦人よりは既く菅家神の御語に有をや

養子鏡胤の謹んで記した大壑君御一代略記(平田篤胤全集四、たまたすき、十之卷)によれば四十四歳の條に文政二年六月より始めて古史徴の開題記を著はしたとの事

あるが、森下君の御示教によれば

「古史徴そへこと」の中に「今年の四月また参りたれば開題記と號なづけて物し給へるが思ほす心こころありて香島宮に詣で給へるほどなりけり」とあり及び其他から推して篤胤が第一回到鹿島香取に詣でたのが文化十三年四月だからその時既に開題記の一、二の卷は出来てゐたものと推定される。

この事であり、近江八幡町仲屋町西川吉之助氏の現に所藏せられる平田篤胤自筆の一軸並に藤田ぬしへの手紙も、篤胤の證明せる所によれば「文化十三年丙寅の年と思はる」この事であるから（註）篤胤が屋代本を見、且つそれに據つて宣傳を初めたのは大方文化十三年又はそを溯ること僅かと考へねばならぬと思ふ。此の點も六人部の記事と十数年の出入を見出すのであるが、屋代本の奥書にある享和元年には篤胤未だ廿六歳にして「春初めて鈴屋大人の著書を見て大いに古學の志を起し七月松坂に名簿を捧げ」と大壑君御一代略記に起されてゐるのであるから「普く人の賞映しつる時しも」は屋代が手に入れてから十数年かゝつたものと見ても不合理ではないと思ふ。而してこゝに述べた「藤田ぬしへの手紙」といふのは次の如くなつてゐる。

國學所要自非和魂漢才不能關其回奥矣

## 右菅家遺誠語

平田篤胤謹書

此菅家神語一幅は近江國人西川吉介主の所藏にて我か先人の執筆尤疑なき物なり、こを書れたる由は書翰中に見えたれば今さらに記さず(註三)文久三年正月なれば持主の需に因て此よし一言この箱の蓋に書つけぬ

平 鏡 胤 花押

## (前略)

○和魂と云こと本居が始ていひ出たる杜撰也、尤も源氏にあれども女のいへること也とて此方の春海など其外の人も彼是誹謗いたし候こと日比うるさく存居候所此度

菅家の御語見出候間心得に相成ること故有合のかみへしたゞめ進上候、和魂漢才の語ふく(註三)御座候、實に魂の和にかため學問の才方ハタラキは漢人風ニ氣をこまかにつけねばならぬことニ御座候、能々此語御味可被成候尙可申ことハ海山のごとあれどもまづ是にて投筆候也

三月十五日

平 田 篤 胤

花押

藤田 ぬし

机下

二白 (前略)

○菅家御語のよミ

自ヨリハ

國學所コクガクノトコロ要ヨウ○非ヒ和ワ魂タマ漢カン才サイ不フ能ネ關カ其コノ圖ツ與ヨ矣ヤ

此書翰壹通ハ先人の振筆少かも疑なき物なり、此藤田ぬしとあるは祇園町に住ける紅屋吉兵衛有成の事なり、江戸氏(註四)とは則祇園の御社に仕へられし江戸丹後爲之ぬしの事なり、此を書れたる時は文化十三丙寅(註五)の年と思はるか、て此壹軸今は近江國八幡里人西川吉介ぬしの祕藏となりぬことし、文久三年と云年の癸亥にあたる歲正月十七日この持主の需めに依て京都錦小路柳馬場通の角なる家に宿りてたひらの鏡胤これを記す。(註六)

註 二、「す」は原文「受」

三、「ふく」は「ふるく」の誤だらうと思ふ。

四、(前略)とした部に見えてゐる名である。この書翰は長さ一間に餘るものである。

一、五、丙寅は丙子の誤で鏡胤の書き違へである。

六、福西忠治郎氏に致へられて宇野五山氏所藏の模刻——御大典記念として西川吉之助氏の模刻頒布されたもの——を見、更に猪熊淺磨氏に西川氏所藏の原本を見て來て頂いた。西川吉介は維新の勤王家として御贈位になつた人で篤胤の門弟、傳記西川吉輔參看。

篤胤が當時如何に熱心に宣傳したかは次に掲げる數例で略推測し得る事と思ふ。即ち、平田篤胤全集二、伊布伎廼屋歌集 P.2 に曰ふ、

菅家遺誠の中に、凡國學之所要、自非和魂漢才、不能闕其闡奧矣、と宣へる御語の下にかきつけ侍る、

漢にさえやまどに魂と教へてし神の御語のたふかしこきろ哉

この神の御語かしこみ我も人も能く習はなむ御國學びを

と。佐村八郎氏の國書解題によれば、氣吹廼舍歌集、寫本一卷として解題せる外に

和魂漢才一枚、平田篤胤、菅家遺誠の和魂漢才の句に「からにさへ和にたまどをしへてし神の御語をたふときぞかも」の歌を添へ額面横紙に版したるものなり。

といふ一節があり、國學院雜誌第二十一卷第二號所載三木五百枝氏の「平田篤胤翁の歌」にも之を引いて「櫻木に彫られて世に出でたれば知る人も多かるべけれど翁の心

を寵められたる詠なるを以てえ省かすてなむといふ一節があるから單獨にも行はれたものと思はれる。尤も假名遣の誤の如きは國書解題の誤植だらうと思ふ。篤胤が竄入を妄信して如何に宣傳に努力したかも推察されるだらうと思ふ。

平田篤胤全集十二、古史徵一之卷一六六頁にも亦

管家遺誠に凡治世之道以神國之玄妙欲治之とも、凡仁君之要政者以撫民爲本民者神明賚也、本朝之綱教者、以敬神明爲最上、神德之微妙豈有他哉とも、凡治天下<sup>△</sup>君者、因準於先王之法、則太古之傳、和而治之、<sup>聖</sup>矧又神孫之皇國乎と書遺し給へるにも符へる御行にぞ在ける、此遺誠を僞書なりといふ人もある由なれど、其は學問の未しければ、此は別に論へる物あり、

と見えてゐる。但しこゝに所謂別に論へる物ありといふのは篤胤の如何なるものを指示するか明かでない。

六人部是香は同じ篤乃玉籤に於て、

そもく鈴屋翁の和心ぞ和魂ぞなどいふ事を常にいはれしはもほら中昔の彼物語などに據つていひ出られつるには違あらざるを村田春海が徒のとかく論いふめるを師翁の常にうるさく思はれし時しも彼遺誠に此語の出たりしかは、

深くも思はて不意ムツリヤく取用られしより其弊の如此ばかり深く染涉りつるはいとも歎かしき事になん。

といつてゐる。「鈴屋翁の和心ぞ和魂ぞなどいふ事を常にいはれし」とあるのは、本居宣長全集や本居宣長稿本全集を概観したところでは餘りはつきりしないが、所謂「中昔の彼物語などに據つたもの」として、源氏物語乙女卷の講義を彼の稿本全集第一輯から抜萃して見ると次の如くなる。而して有名な「大和心」の歌は第三回第四回の中間に於て彼の六十一歳の時詠み出でたるものである。

1、寶曆九年正月十三日夜源氏物語開講、此源氏の講談は去年の夏よりはじめけるが冬の中に葵卷までおはりてこよひ榊より又ははじめぬ、寶曆十二年二月廿二日今夜源氏講談、拍木卷始、去十九日若菜下畢也。

2、明和六年己丑(四十歲)四月廿六日今夕處女卷講釋終。

3、安永六年丁酉(四十八歲)十二月六日今夕乙女卷講尺終。

4、寛政五年癸丑(六十四歲)十月廿日今夕處女卷講尺終。

1は各卷につき日記に詳記してないから明瞭でないが寶曆九年より十二年迄の間に乙女卷を講じたこと丈は推測せられる。

賀茂真淵全集第五、四九五〇頁、源氏物語新釋、幼女の卷を見ると眞淵自ら「やまとだまし」を

此頃となりては専ら漢學もて天下は治る事とおもへばかくは書たる也、されど皇朝の古皇威盛に民安かりける様はたゞ武威をしめして民をまつろへさて天地の心にまかせて治め給ふなり、人の心もて作りていへる理學にては其國も治りし事はなきを偏に信ずるが餘りは天皇は殷々として尊に過給ひて臣に世をどられ給ひし也斯る事までは此頃の人のしる事ならずして女のおもひはかるべきならず。

と解釋したる後を承けて春海の考が次のやうに載せられてゐる。

春海考に大和魂とは學問の道はもろこしが本なれば日本の人の魂といふ意にて大和といふ詞をそへたるのみなり、桐壺に大和相とある類なり、大和魂とて別に一筋たてたる魂といふにあらず、

別に宣長の名を出して表面から攻撃してはゐないけれども、宣長の「師本島のやまと心を人間は」の歌に見えるやうなものはその意味する所に少からぬ差違を發見すると思ふ。而して宣長の生前は相當尊敬してゐたとも云はれるが、その死後享和文

化の頃のものと思はれる〔春海眞國問答〕中春海の答へた文の一節には、

己れは儒者にて侍るをか古へに跡もなき事を言ひ募りてそを道なりとて世を欺く宣長等のたぐひの勞する人とおぼしとれるもたがひはべれば云々

といつてをるとの事であり、〔春海眞國問答の名も國海問答の名も京大圖書館の索引では見當らないから、村岡典嗣氏著本居宣長一八四頁の引用に據る〕又其の當時のものかと思はれるが、本居宣長稿本全集第二輯三一九頁に載せられてゐる眞國即ち和泉和麿が彌生十八日附本居大平に贈れる書簡の一節にも、

一、春海との論も令の事のみならば捨置可申と存候へども、本居が道々といふは悉妄説也など申候まゝやみがたくて一わたり論辨いたし候事に御ざ候、故大人のをしへは實に大日本純粹の學にして懸まくもゆゝしき天照大御神の大御心にもかなひぬべく存候故志ある人々には其手すぢを示し候也、さるを春海が輩道さまたげなるたふれ言のみ申候まゝ、もだしがたくていさゝか辨じ申候、全く此方を事好み他を誹謗いたし候にはあらず候、其御地をはじめ上方筋はすべてく古大人のをしへよく行れ候て今にしては非し候者も無之と相見申候當地には故翁と同じく縣居の門に物學びたる老輩これかれありて各肘をかゝげて

一家をおしはり他の説を非として自の門を高くせんとかまへ候へば其説をよろこび其をしへに隨へる者多く御ざ候、されば當地にて鈴屋の學風をひろめ候はんには先鈴屋の説を難じ候説共を片はしよりうちやぶり候が第一義にては無據勢ひに御ざ候、此けじめよく御賢察可被下候、あはれ御まのあたりつもる事ども御物語いたし、愚なる心をはるけたく奉存候（本居長世氏藏）

とある位だから宣長の「やまとだましひ」に對しても定めて強く罵詈してゐたものであらう。殊に春海は松屋叢話によれば、歴史、律令、文辭、詞藻の學に長じうたよむわざはいふもさら也。假名文書出ること古今にたぐひなくて、ひとりその體をぞ得られたる。また漢學さへにすぐれて詩文などいどめでたうものせられ（温知叢書第三編所收本による）たといふ博學な人であり、更に訓蒙淺語（百家説林正下、吉川弘文館本三七六頁）によれば「舌は轆轤の如しとも言ふべき辯者」であり、兎角譏話は好物にて、人の惡口は鰻鱺の蒲焼よりも旨し」といつた人であつて、和漢の學を記憶し夫を引き、惡口種子としたこの事である。斯くの如き毒舌と上述の如き思想とを所有してゐた村田春海の徒を例の氣質の篤胤が如何にうるさく思つたかは大體推測し得ることと思ふ。（其の他人とは上田秋成、沼田順義等をさすのではないかと思ふ）







ては未だ無とも无ともならず況んや誤讀されて欲となるが如き變化は來てゐない。「倭魂」が「和魂」となつてゐるのと、圃が圃となつてゐるだけである。殊に後者は康熙字典にも見えないから恐らく竄入者の誤と思はれるが平田篤胤ほどの學者が同じ誤をくり返してゐるのは面白い現象である。最初の「其」は屋代本以來缺けてゐる。而して篤胤は彼の論旨にとつてさまで重要とも思はれぬ雖亡論涉古今究天人の九字を彼の使用せる三ヶ所に於て凡て省略してゐる。篤胤の古史開題記及び歌集に引用してゐるものは活版本だけしか見てゐないので確實ではないが何れも、

凡國學之。所要。自非和魂。漢才不能闕其圃。奧矣  
となつて「之」字を入れてゐる。

形式の上から篤胤を學んで而も少しく變形したのではないかと思はれるものは猪熊夏樹翁の嚴父猪熊慶歡翁ヨシユキの筆に成れる、

國學之。所要。自非和魂。漢才不能闕其圃。奧矣

といふ嫡孫淺磨氏所藏の壹軸と、今北洪川師の著せる禪海一瀾（文久二年刊）の

凡國學之。所要。自非有。和魂。漢才不能闕其圃。奧矣

といふ一文とである。今北洪川が學統上平田派に如何なる關係をもつかも明かで

ないが猪熊慶歡翁は確に關係をもつてゐなかつた筈である(猪熊淺磨氏談)との事であるが嘉永元年以前に於て既にこの一軸を物せられたといふことは是香の所謂世中押並て賞譽す事とぞ成れりける(といふ)流行の先驅としてその一面を物語るものであるともいへよう。

前篇第一章に述べたやうに伴信友の校本には「凡國學所要云々」の一章が竄入されてゐたものであり、而も信友の弟子の谷森善臣がその根據を日本書紀通證に發見したこと、更にそれを繼承して平田派の門人六人部是香が恩師篤胤の誤解を訂正したこと、この偶然に類似した二つが正確に何年の出來事であるかを明かにし得たならば面白いものであらうと思ふ。

### 三、第廿一章の竄入

黒川春村の所謂流布本には「凡國學所要云々」の章は既に竄入されてゐたけれども「凡神國一世無窮之玄妙者云々」の章は入つてはゐなかつた。その碩鼠漫筆に菅家遺誠の偽作たるべきことを論證して上巻第四章に迄説き及んだ後次のやうにいつてゐる。

是に就て猶不審きことあり、さるは往年嘉永のはじめに京師の官人座田某、此中

の二章を石に刻みて北野の社頭に建つといへる、其摺本を獲て披き見しに、

凡神國一世無窮之玄妙者云々

と見えたり、こは前件に載る文を後人の筆削せしか、或は本より異本なるか、文義は頗さきのにまされど豫て我見し五六本には、いまだ此文と等しきを見ず。いともいとも不可思議なりけり。

即ち春村の見た五六本にはまだ竄入されてゐなかつた譯であるが、六人部是香もその著篤乃玉籤に於て「凡國學所要云々」の章の竄入を詳説した後に前記尾張本の條で引用した如く、

尙もかくこそと思合さるゝは此、頃板に彫たる本に凡、神國一世無窮、之玄妙者云々といふ一章入たり、此の尾張人の其國より持登り來つる本に在しよしにてこれも上卷の卷尾に入たりしとぞ、さて其本には此國學、所要の一章の無かりしよしなるにつけて按ふにこれも彼、弘賢が本と同じく近き世人の偽造して卷尾に書加て人を欺きつるなり。

といつてゐる。第二十二章の竄入に就いては文獻の徵すべきものゝ少くないにも拘らず第二十一章のそれに就いては之が私の現在もち得る唯一の文獻である。こ

の尾張本がいつ頃のものであるかはつきりしないが前篇第一章から歸納し得る結論並に平田篤胤等の文獻から考へて第二十二章の竄入よりは幾分遅いと見る方が穩當であらうと思ふ。而してこゝに所謂持<sup>チ</sup>登り來つるは正しい用例に従つて京都をさしたものが、それとも江戸をさしたものかも明瞭でないが、前者であると思れば次に述ぶべき二章の合同竄入年代迄にこの尾張本又はこれと同じ系統の寫本が江戸に入つたものと解すべきであらうし、若し後者であるとすればさうした面倒な手數を考へる必要もない、尙又六人部是香の江戸滞在年代が分明すれば尾張本の江戸に入つた年代も大略推定し得ないとも限らないと思はれるけれども向日神社の六人部克己氏からの御返書によれば分明しないとの事である。

#### 四、第廿一第廿二兩章の合同竄入

斯くの如く別々に竄入された兩章がやがて共同して竄入されることになつた。

黒川春村の目にふれたのは、往年嘉永のはじめに京師の官人座田某、此中の二章を石に刻みて北野の社東に建つといへる、其摺本を獲て披き見しに「といふ時であるから嘉永元年の建碑後幾年か後に見たのが最初であつたと思はれる。六人部是香の注意し初めたのは、此頃板に彫たる本には凡神國云々といふ一章入たり」といふのであ

るから嘉永五年版の出板されてからの事である。然るに嘉永五年版丙本法眼清根の跋に北野建碑の由來を説いて、

紀維貞うまく讀者へてかゝる尊き御教へ書のありとたにしれる人の少きを歎き天下にひろめましくおもひおこして其寫卷の古きをさくり求め異同を考合せ誤を正してそか中よりむねと尊き二章を拔出し菅黃門聰長卿の御筆をこひ云々

といつてゐるから東坊城聰長の執筆した嘉永元年四月よりも以前に合同竄入の寫本があつた譯である。之よりも更に古い史料而して現在私の有つてゐる最も古い史料は前篇第一章一七に述べた北野文叢本の奥書にある「近來關東士於第一卷末文文備之兩條者也之次妄作二章以竄入其文云凡神國一世無窮之玄妙云々、凡國學所要云々」といふ四十有餘文字である。同じ章の宗淵傳に述べたやうに北野文叢の編輯は文政の初年から天保の末年あたりまでに亘つてゐるから遅くとも天保の末年迄にはこの奥書も出來てゐたものであらう。この問題にとつてこの奥書の執筆年代は極めて重要なるものであるが北野神社の寫本でわからないのみならず沙門宗淵の御遺族たる久松尙楠氏の方でも今の處分明しないので右の如く漠とした推定を

下すより外に方法はない。而して近來とあるから奥書執筆年代よりも以前を意味すると見なければならぬ。茲に所謂關東士が何人を指すかも明瞭でないが屋代本が二四六一(享和元年)であり、平田篤胤の藤田宛の手紙が二四七六(文化十三年)であるから、その二四七六以後關東——多分江戸あたり——で、一方尾張から出た本の一章をも加へて、二四九〇(天保元年)から二五〇四(天保十五年)頃迄に共同竄入を了へたものではなからうかと思はれる。

この兩章が何故他のものでなくして菅家遺誠に竄入されたかは比較的容易に考へ得る事である。即ち谷川士清の文は菅家遺誠の第四章を引用した次に同じ思想を以て作られたのであるから、極めて入り易かつたに相違ない。それが上述の理由によつて篤胤にとつて最も便利なものであり、時勢も亦之を歓迎した。之と殆ど時を同じくして第四章を稍々發展させたと思はれる第廿一章が竄入されたことも尤もだと思ふ。是が兩章竄入の理由の主なるものである。

斯くの如く別々に偽作されて新しく遺誠の中に竄入されたとして如何なる根據によつて「凡神國一世無窮之玄妙者云々」を第廿一章とし、「凡國學所要云々」を第廿二章としたか。或は別に思慮を費さずに無方針で竄入したものか、そこは餘り明かで

ない。上述の如く二章の竄入は北野文叢本の奥書に初見してゐるがその順序はその後の板本や石碑に於けると全然同じである。本居内遠のものにあるのは「凡國學所要云々」が先に書かれてゐるけれども正確に順序を示したものとも思はれぬ。但し谷川士清の日本書紀通證卷一、細註が第四章即ち後年第二十一章と改作さるべきものを引用して今按中古以來之治世也兼取周孔之教以爲之羽翼是故國學所要云々となつてゐるのを見ると内容からも第二十一第二十二の順序が合理的だと考へられる上に、こゝに立派な先例もある譯である。而して竄入された二章が日本の思想界に勢力を有つに就いては前節に述べた第二十二章のみに對する平田篤胤の宣傳の外に天滿宮及び學習院に密接な關係を有する東坊城聰長や右兵衛大尉紀維貞の所謂要文前に對する熱心なる宣傳も與つて大いに力があつた。

最後に大略の年表を掲げそれに伴つて考へらるゝ二三件を述べてこの章を閉ぢることにする。

二四〇八	延享五年	谷川士清の日本書紀通證略、成る
二四、一、二	寶曆二年	菅公八百五十年祭、日本書紀通證の刊行
二四、五〇	寛政二年	本居宣長「しきしまの大和心」

二四六一	享和元年	屋代本への竄入
二四六二	同 二年	菅公九百年祭
二四七六	文化十三年	篤胤の藤田への手紙
二四七九	文政二年	古史開題記を著す
二四九〇	天保元年	北野文叢本の奥書
二五〇四	同十五年	
二五〇七	弘化四年	學習院講堂聯及び學則
二五〇八	嘉永元年	北野建碑
二五一一	同 四年	高雄建碑
二五一二	同 五年	菅公九百五十年祭、北野版、大阪建碑
二五一四	同 七年	和魂邇教
二五一五	安政二年	篤乃玉籤
二五一八	同 五年	太宰府建碑
二五二一	文久元年	太宰府版

46年

100年

この表を見て最初に考へさゝれることは五十年毎に行はるゝ天滿宮大祭の影響

である。九百五十年祭や一千年祭に就いては後篇で更に論述する機會もあらうかと思ふが、九百五十年祭の當年である嘉永五年版の刊行や大阪の建碑のみならず、四年前の北野の石碑の如きもこの大祭に關係したものであることは、嘉永五年版丙本法眼清根の跋が之を證明してゐる程であるから、八百五十年祭に先立つ四年の延享五年に略成り、一年前の寶曆二年に脱稿し、大祭の當年に刊行された谷川士清の日本書紀通證(註一)に菅家遺誠の文章を數ヶ所引用してゐること、後年更に是を北野天満宮に獻納してゐること(註二)等を思ふと、八百五十年の大祭を中心として菅家遺誠が幾分かこの種學者を動かしてゐたことを看取すべく、第廿二章竄入の起因が遠くこゝに根ざしたのも必ずしも偶然ではないと思はれる。次いで九百年祭の前年に屋代弘賢本の出來たことを思ふと、これへの竄入年代は分明しないが、享和二年を溯ること甚だしく遠くはないだらうとさへ想像される。

次に氣のつくことは右の表にも書き入れておいたやうに、竄入の最初のものであると思はれる屋代本から學習院講堂の聯並に學則となるまで、四十六年を経て竄入の兩章が遺誠の要文として有力なものとなつたこと、通證が刊行されてから、北野の嘉永五年版となり大阪の建碑となつた九百五十年祭までの一、百年間に殆ど完全

に竄入され誤解され盡したといふことゝである。

註 一、谷川士清先生傳五頁。

二、同書二五頁に曰ふ。

納 票

日本書紀通證

二十三本一部

右被奉納于北野

天満宮書倉而其深志以傳將來矣後世以之爲證

寶曆十二年十一月廿五日

谷川淡齋丈

北野宮神事奉行

以上私は主として直接竄入の經過を物語る部分丈に就いて述べておいた。若し夫れ谷川士清が如何なる系統によつて、和魂漢才の語を用ゐたか、又この語が如何にして進み來り又如何に進み行くか、或は平田篤胤の思想體系上それは如何なる地位に立つべきか、兼ねては一般の社會及び門弟へ對して如何に影響したかといふやうな問題は、この竄入を論ずるに方つて極めて肝要なものでなくてはならぬ。而してそれは獨り篤胤のみに止まらず、同じく竄入當初の立役者であつた右兵衛大尉紀維貞にも東坊城黃門聰長にも將た又、倭魂の著者たる大國隆正にも試みられなければならぬ重要事項であるから後篇に於ても之を論述する機會があるだらうと思ふ。

(中篇第二章終、一四、七、一一 勤務演習應召に付次號休載)